

Clip!

住民基本台帳の閲覧状況の公表

問合せ先：市民生活課
市民生活担当

申請者の氏名	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
(株)帝国データバンク 甲府支店 支店長 長谷川 徹	山梨県が実施する「県民健康づくり実践状況調査」の対象者抽出 (委託者：山梨県知事 横内正明)	平成23年12月8日	20歳以上の男女 73名
(株)サーベイ リサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	総務省が実施する「平成23年通信利用動向調査」の対象者抽出 (委託者：総務省情報通信国際戦略局長 利根川一)	平成23年12月14日	20歳以上の男女 田原3丁目、大野、金井地区 172名
(株)サーベイ リサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	日本放送協会(NHK)が実施する「テレビ放送に関するアンケート」の対象者抽出(委託者：日本放送協会営業局長 畑中富雄)	平成24年1月12日	16歳以上の男女 下谷3丁目・4丁目、田野倉、桂町地区 48名
(株)流通研究所 代表取締役 切持 雅幸	山梨県が実施する「人権に関する県民意識調査」の対象者抽出 (委託者：山梨県知事 横内正明)	平成24年1月26日	20歳以上の男女 105名
(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「家計の金融行動に関する世論調査」の対象者抽出 (委託者：金融広報中央委員会会長 小林信介)	平成24年4月24日	20歳以上の男女(平成4年5月31日生まれまで) 田原1丁目・3丁目、桂町、夏狩地区 22名
(社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	内閣府が実施する「消費動向調査」の対象者抽出 (委託者：内閣府経済社会総合研究所長 小野善康)	平成24年6月8日	単身世帯の世帯主 22名 田原1丁目、上谷4～6丁目地区
(公益財団法人) 山梨総合研究所 理事長 渡邊 利夫	山梨県が実施する「県民意識調査」の対象者抽出 (委託者：山梨県知事 横内正明)	平成24年7月5日	20歳以上の男女 80名
山梨県青少年総合対策 本部長 山梨県知事 横内 正明	山梨県が実施する「青少年の意識と行動に関する調査」の対象者抽出	平成24年9月6日	平成24年4月1日現在、 18歳～30歳までの男女 118名

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する総務省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表いたします。

◎閲覧の期間
平成23年11月1日～平成24年10月31日

Clip!

水道管の冬支度をしましょう

問合せ先：水資源活用課
水道業務担当・簡易水道担当



給水管や蛇口は、気温がマイナス4度以下になると凍ったり、破裂したりすることがあります。凍結・破損事故が起きないように水道管の冬支度に心がけてください。

■**こんなところにある水道管には必ず防寒処置を**

- 水道管がむきだしのところ
- 水道管が北向きのところ
- 風当たりが強いところ

■**防寒処置の方法**

○水道管が露出しているようなところは、発泡スチロールなどの保温材料巻き、ビニールテープなどを巻いて水が入らないようにしましょう。



○夜寝る前に翌朝凍る恐れのある水道管の蛇口の水を少しだけ出し、おこなどして、水道管が凍結しないよう注意してください。

○長期間留守にする場合は、水道の元栓(止水栓)を閉め、敷地内の水道管に水が残らないように蛇口を開け、ボイラーの水抜きをするなどの処置をしてください。

■**メーター器にも防寒処置を**

メーターボックス内に発泡スチロールや古い毛布・布切れなどをビニール袋などに入れて、検針に支障のないように工夫し、保温しましょう。

※メーター器が破損した場合は、自己負担での交換となります。

■**水道管が凍結してしまった場合**

蛇口を開けて、凍った部分にタオルか布をかぶせ、蛇口の方からぬるま湯をまんべんなくゆっくるとかけてください。熱湯を急にかけると、ひび割れや破裂する事があるのでご注意ください。

■**水道管が破裂した場合**

布やテープ、自転車のチューブを破裂箇所へ巻きつけるか、止水栓で水を止めてから、市指定水道工事店に連絡し修理を受けてください。

■**給水装置は皆さんの財産です**

公道などに埋められた水道管は市の所有物で、市が管理しています。この本管から分かれて各家庭まで引き込まれた給水管・分水栓(給水装置)などは、皆さんの所有物です。この部分の新設・改造・修理は、皆さんのご負担で行っていただくことになっています。

■**水道メーターを定期的に点検しましょう**

凍結・破損などによる漏水で水道料金が高額になり思わぬ負担となることがあります。定期的に水道メーターで自己点検を行ってください。

点検の方法は、家庭内の全部の蛇口を完全に締め水道メーターのパイロットマーク(丸い銀色部分)が少しでも回っていれば漏水している可能性があります。すぐに市指定水道工事店へ修理を依頼してください。

■**地下漏水などの漏水の場合、水道料金の減免措置があります**

地中の配管や床下の配管など

Clip!

単独不活化ポリオワクチン追加接種の定期化について

問合せ先：健康推進課
保健・予防担当 ☎(46)5113

■単独不活化ポリオワクチンの接種間隔

1期初回接種	生ポリオワクチンを1回接種している	20日以上の間隔をおいて 2回 皮下接種
	生ポリオワクチンを全く接種していない	20日以上の間隔をおいて 3回 皮下接種
1期追加接種	初回接種終了後、 12カ月～18カ月 に達するまでの期間に 1回 皮下接種	

このことについて、平成24年10月23日付厚生労働省の通知により、平成24年10月23日より、単独不活化ポリオワクチンの追加接種が、定期予防接種となりました。

対象者の方には、通知をいたしますが、お手元の予防票と母子健康手帳の記録をよく確認して、追加接種の時期(接種間隔)を間違わないように接種してください。

■**単独不活化ポリオワクチンの対象者**

3カ月～7歳6カ月で、生ポリオワクチンを1皮下回接種している者または生ポリオワクチンを全く接種していない者

年末年始(12月28日【金】～1月4日【金】)の給水装置の修繕工事は、市指定水道工事店組合に依頼してください。

※費用は個人負担となります。
9時から17時まで、組合事務所で当番の工事店が待機しています。

連絡先 市指定水道工事店組合 ☎(43)7196

で、使用者が管理しきれない部分の漏水の場合に減免措置があります。修理をした市指定水道工事店が漏水認定の申請を行い、市で審査後漏水認定の可否を判断します。1回の漏水で、1使用月(2カ月分)の水道料金、平均使用水量からオーバーした部分の2分の1を減免します。

※漏水箇所によっては、漏水認定が認められない場合があります。